

かながわの風 2

2013 Autumn

編集・発行  公益社団法人神奈川県社会福祉士会 <http://www.kacsw.or.jp>



気づいてください！体と心の限界サイン

公益社団法人神奈川県社会福祉士会
会長 山下 康

皆さんは「自殺予防週間」というものを御存知ですか？9月10日から16日までの一週間を指します。これは、世界自殺予防デーに因んで、毎年この時期を「自殺予防週間」と定め、更に3月を「自殺対策強化月間」として、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して啓発活動を推進することとしています。また、啓発活動によって悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施することとしています。

「どうして、あんなにしっかりした人が…」、「直前まで明るく笑っていたのに何故…」とか、「必死に支えたのに思いが届かなかった…」とか、関係の深淺の差こそあれ、残された者は『自分がどうして本人の覚悟に気付いてやれなかったか！』を悔やみます。皆さんの周りにもそのようなお話が聞かれるのではないのでしょうか？このように、悩みを抱えた人が自殺に追い込まれないように支援すると同時に、自殺をされてしまった関係者に対しても、深い心のケアが必要になります。

平成24年の「自殺白書」では、全国の自殺者数が2万7,858人と前年と比べて2,793人（約9%）減少しました。平成10年から自殺者が連続して3万人を超える高い水準で推移し平成15年には3万4,427人まで達していましたが、平成22年以降は減少し、平成24年には自殺者が15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、依然としてこれだけの尊い命が絶たれている現実には変わりはありません。自殺予防に関する啓発活動が進められていますが、今後も「健康問題」、「経済・生活問題」「家庭問題」、「勤務問題」など、自殺の原因・動機になる問題に対して、根本的に解決して

いくための支援は、継続的に取り組んでいかなければなりません。

本会では、自殺対策として平成23年度より、国からの緊急対策基金による自治体からの補助事業として地域における自殺対策に取り組むために、毎年、自殺対策を担う人材育成のための「ゲートキーパー養成講座」、多職種（精神科医、弁護士、司法書士、精神保健福祉士等）と連携をした包括相談会を実施しています。9月29日には、生活困窮者支援として「自己破産無料相談会と手続きの支援」の講座を実施し「経済・生活問題」に取り組みました。それでも、悩みを抱える県民の皆様や、大切な方を自死で亡くされた御遺族や、自殺未遂者支援に関する情報や支援は十分行き届いていない現状でもあります。

これからも、神奈川県社会福祉士会は、県民の皆様への平和を目指して、専門職としてのスキルを活用し様々な支援をして行きたいと思っております。

CONTENTS

- 02 成年後見制度って、どんな役に立つの？
- 04 福祉士がかかわる事業所紹介
(地域包括支援センター/医療機関)
- 06 あなたの街の社会福祉士 川崎支部
- 07 県士会事業紹介「見守り隊」
- 08 公開講座&研修会・情報コーナー・編集後記

成年後見制度って、どんな役

あなたや大切な家族の、生活と財産をまもるために、
と一緒に考えてみませんか？

●判断能力が十分でないため、お金のトラブルが心配だけど

- 認知症の親が、悪徳訪問販売により高額な商品を買わされそうになった・・・
- 認知症の親の財産管理を同居の子どもがしているが、自分の生活に使っているようだ・・・
- 知的障害のある子どもが、街中でキャッチセールスに契約させられそうになった・・・
- 親が亡くなり遺産分割をしたいが、精神障害で入院中の兄弟はどうしたらいいの・・・
- 介護している認知症の親の年金を本人のために使おうと思ったが、金融機関では「本人でなければ預金はおろせません」と断られてしまった・・・



●福祉サービスの利用は、「契約」「契約」というけれど

高齢者の介護保険や障害者の福祉サービス利用も、「契約」の時代になった。
しかし、本人は認知症や知的障害・精神障害で、「契約」を理解するのが難しいけど、
家族が代わりにできるの？



●頼れる家族がないので、年老いた時や死後のことが心配だけど

つれあいは亡くなり一人暮らしで、将来のことが心配で誰かに手伝ってもらいたい。
子どもに知的障害があるので、親亡き後も気がかりだけど、自分のことも不安がある。
親族はいるけど、財産管理でもめたくないのだから第三者に任せたい。



成年後見制度（法定後見）は、精神上の障害（認知症、精神障害、知的障害等）によって判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所により援助者（成年後見人等）をつけてもらう制度です。また、元気な内から、将来に備えて後見人となってくれる人と契約し、公正証書を作っておく任意後見制度もあります。

判断能力が十分でなくても、本人の意思を尊重するために。

「禁治産制度」と新しい「成年後見制度」

2000年に民法改正により施行された新しい成年後見制度と、それ以前の禁治産制度との違いはなんでしょう？
例えば高額な布団を買ってしまった場合、その契約を無効にするためには、本人の権限を制限し、代わりに後見人がその契約を取り消す権限を持ちます。禁治産制度は本人の権限を「奪い取ってしまう」事が主題だったのに比べて、新しい成年後見は「出来る限り本人のもつ能力と、その意思を尊重する」ことを主題としているので、「本人の利益」の為に必要である場合に、取消権を使うことになります。

今年7月の参院選挙より、被後見人の選挙権が「回復」されたのも当然と言えます。



成年後見制度についての素朴な疑問。

Q1 成年後見人等はそもそも何をする人なの？

A 成年後見人等は、法的に与えられた代理権・同意権・取消権を使って、本人の意思・意向を尊重しながら、その人らしい生活が送れるように支援します。
具体的には、収入や資産を守り、本人の生活の充実の為に活用します（財産管理）。
また、在宅福祉サービス利用や施設入所の契約、病院入院時の契約など、安心安全な生活確保のための、契約や手続き、費用の支払い等を行います（身上監護）。
ただし、日々の買物に行ったり、介護などの直接的サービス等はいりません。

Q2 親族が成年後見人になれるの？

A 成年後見人等には、親族の他、第三者として社会福祉士や弁護士等の専門職、さらに法人もなることができます。また、親族と第三者による複数後見も可能です。家庭裁判所への申し立て（申請）時に、後見人になりたい候補者を記載して提出します。誰を後見人等にするかは、家庭裁判所が最も適切と判断する人を選任します。

Q3 認知症などの障害でも、人によって判断能力に違いがあると思うけど、、、？

A 判断能力の程度により、「成年後見」「保佐」「補助」の3類型があります。本人の判断能力がまだ残っている内から、後見的支援を受けながら自立した生活ができるようにと、新しい成年後見制度で「保佐」「補助」がつけられました。

Q4 任意後見契約は、いつから発効するの？

A 本人の判断能力の低下が認められた時点で、家庭裁判所の審判で監督人が選任されてから、契約に従い任意後見人としての役割を行うこととなります。

Q5 成年後見人等への報酬はいくら払うの？

A 家庭裁判所が、後見業務の内容や本人の収入・財産状況などをもとに決定します。
任意後見人への報酬は、公正証書で事前に決めて契約します。

『かながわの風』では今後も成年後見制度について掲載いたします

神奈川県社会福祉士会 成年後見・権利擁護事業部 『ぱあとなあ神奈川』電話相談

成年後見制度に関する電話相談を開設しています。
お気軽にご相談下さい。

相談専用電話：045-314-5500

（相談料は無料・通話料は相談者負担）

開設日：毎週 火・木・土（祝日除く）

相談時間：午後2時～午後5時

その他、面接相談・出張相談も行っています。予約制（1回40分程度）。事前に相談時間帯にお電話の上、ご希望の日時をご予約下さい。

『成年後見活用講座』 開催のお知らせ

ぱあとなあ神奈川が開催する本講座は、主に福祉従事者を対象として、制度の概要や申立て手続きについて解説や演習を行うものです。この機会に制度の正しい知識を身につけ、この制度を必要とされている方々の支援にお役立て下さい。

日時：平成25年11月30日（土）、12月1日（日）

9：45～16：30（2日間）

場所：神奈川県社会福祉会館 第3・4研修室

受講料：7,000円※詳しくは10月中旬に、神奈川県社会福祉士会ホームページに掲載します。

高齢者やその家族の身近な相談窓口

地域包括支援センター

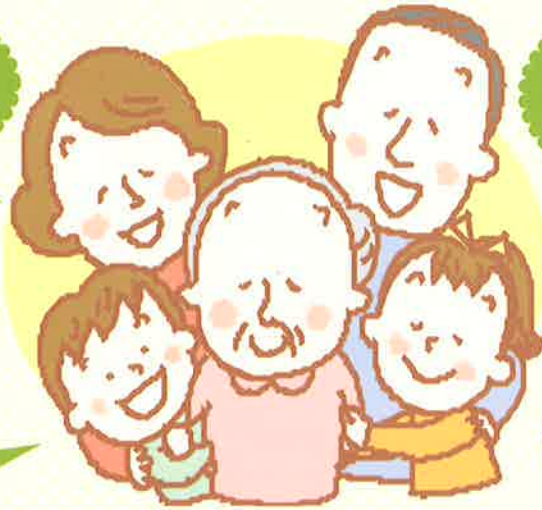
こんな時にご相談ください！

介護保険サービスには、
どのようなものがあるの
がしら？

介護予防ってどんなことを
すればいいの？介護予防
教室に参加したいわ。

訪問販売で
だまされたみたい。
身近に相談する人が
いなくて困っています。

うちのおばあちゃんが
退院するのですが、
自宅で介護するのが
不安です。



相談料は一切かかりません

地域包括支援センターとは…？

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、元気に安心して暮らせるように支援を行う機関として、市町村が設置しています。

保健師・看護師・社会福祉士、主任ケアネジャーが各専門分野を活かして皆さまをサポートしています。

※お住まいの地域により、担当の地域包括支援センターが決まっています。

ご相談の際には、市区町村にてご確認の上、ご相談ください。

総合相談

介護に関する心配ごとや生活全般の相談など、幅広く相談を受けて、必要なサービスや制度を紹介し、関係機関につなぎます。

介護予防・介護保険

要支援・要介護になるおそれのある方の介護予防プログラムや要支援1・2の方の介護予防ケアプランを作成します。

消費者被害・虐待相談

消費者被害への対応や高齢者虐待の早期発見や防止のための取り組み、成年後見制度の紹介を行っています。

地域のネットワーク作り

地域ボランティア活動の支援や、ケアマネジャーのネットワークづくり、医療機関との連携などを進めます。

地域包括支援センターでは、介護保険サービスに限定されない地域の多様な相談に総合的に応じるとともに、虐待等への対応を含めた高齢者の権利擁護を推進する役割として社会福祉士が必置とされています。

社会福祉士は、職場によって仕事の内容や職種の名前は異なりますが、行政・社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関など、幅広い分野で活躍しています。

病院（入院や通院）でお困りな患者や家族の方へ

医療ソーシャルワーカーにご相談ください

病気を患い、そのことだけでも心配、不安が大きいのに、同時にお金の心配や仕事、家族関係、利用できる制度の複雑さ、そして主治医との関わり方、、、等、「泣きっ面に蜂」ではないけれど、様々な困難を同時に抱える方が少なくありません。

そんなときに、少し勇気をだして、でも、お気軽に、ご相談いただきたいのが多くの病院に配置されている「医療ソーシャルワーカー」「相談員」です。

病院によって「医療福祉相談室」や「地域連携室」など名称は様々ですが、病院のスタッフに「ソーシャルワーカーと相談したい」と言っていただければ、大丈夫です！

【医療費の負担が大きい】⇒ 公的な医療保険制度における負担の上限や減免制度、病気の種別や障害等による各種制度、生活保護などにつなげます。

【退院後の行き先がない】⇒ ご状態やご意向により、他の医療機関や介護保険施設などにつなげます。

【家での介護が心配】⇒ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などと連携して、在宅での介護や看護、リハビリの継続など、主に介護保険サービスにつなげます。

【主治医とうまく話せない】⇒ 医師の説明がわからない、自分の考えや思いを伝えたいなど、患者・家族と医師などの医療スタッフをつなげます。

ひとりひとりの患者さんやご家族にとって、本当に必要な制度やサービス、人に『つなげる』ために、まずは、ご相談ください。ソーシャルワーカーは、お話を伺いながら、ご本人・ご家族と「なにが一番いい方法か？」をご一緒に考えていくお手伝いをいたします。

☆社会福祉士は病院の
ソーシャルワーカーと
しても勤務しています。



あなたの街の **社会福祉士**

第2回 川崎支部 ●川崎区●幸区●中原区●高津区 ●宮前区●多摩区●麻生区



平山みちる支部長からのメッセージ (介護老人福祉施設 鷺ヶ峯施設長)



川崎市は東京と横浜の間に位置し、鮎の生息する多摩川の流りに沿って、長靴型の地形をしています。ゆえに、南部と北部では住民の抱える課題やそれに伴う支援の特徴が異なることも多く、会員相互のコミュニケーションを活かした他分野との交流を深めることを大切にしています。

現在、会員数は320名を超え、役員にも若い世代が増えたことから、新企画も続々と進行中。人との出会いを愛し、ひとつの言葉の可能性を信じて、ひとり一人の社会福祉士が、皆様の身近な専門職として社会に貢献できますよう頑張っています。

今年度の活動紹介

今年度は定例会、研修会の他、市民向け講座も開催

障害者総合支援法や成年後見制度等、市民の皆さまにとって大切な制度を、より分かり易くお伝えしていきます。

東日本大震災被災者支援

川崎支部(川崎地区)と県央支部(県央地区)とで、毎月交互に「どんぐりの会」(当事者会)のみなさんとの交流会を開催しています。

大学の学園祭にも参加

社会福祉士等福祉の仕事を目指す学生さん達との交流を図ると共に、市民の皆さまへの啓発活動にも力を入れていきます。

会員の紹介

会員には障害者、高齢者、児童、生活困窮者等の多様な分野で働く社会福祉士がいます。今回はその一部をご紹介します。



両宮 徹さん (成年後見ばあとなあ神奈川)

ばあとなあ神奈川では県民の皆様の必要に応じて社会福祉士を成年後見人等として推薦しています。

ばあとなあ川崎地区では、実際に成年後見人等として活動している部員の集まりを定期的に設け、情報交換や研修などおこないスキルアップを図っています。社会福祉士の後見人を検討されている方は、ぜひご相談ください。

また、12月15日(日) 13:30から川崎市立養護学校(JRおよび東急溝の口駅下車)にて講師の神田織音さんを招いて、成年後見制度の講談を予定しています。詳細は決まり次第、神奈川県社会福祉士会ホームページに掲載します。

別府 政行さん (障害者施設)

障害福祉サービス事業所(生活介護・就労継続B型) しらかし園施設長。

小田急多摩線五月台駅近くに、ログハウス調の自主製品販売拠点「ガーデンショップしらかし」が特徴的な障害者通所施設があります。明るい雰囲気、36名の利用者が作業活動を中心に取り組んでいます。

社会福祉士は市民の強い味方です



社会福祉士は、行政(福祉事務所等)や児童相談所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、地域生活定着支援センター等の相談員や、第三者評価委員、独立型社会福祉士等として、専門性やネットワーク力を発揮できるよう日々自己研鑽を大切にしています。社会福祉士は皆さまにとって身近な存在です。これからも地域に根ざした活動を大切にしていきます。皆さま、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

かながわ避難者見守り隊について

未曾有の東日本大震災から2年半が過ぎ、被災地から現在もおよそ1,000世帯の方々が神奈川県に避難されています。避難生活が長引くにつれて、将来の生活に不安を感じている方も少なくありません。

神奈川県の避難者支援事業の中核である「かながわ避難者見守り隊」事業は、東日本大震災の発生した平成23年の6月に発足しました。この事業は、昨年度から神奈川県社会福祉士会に業務委託され、私たちは、神奈川県内に避難されている方々からの相談を受け、お困りごとを一緒に考え、解決に向けて必要な関係機関につないでいくことで、皆様がよりよい生活を実現できるよう努力してまいりました。今年度は、相談の受付や支援情報を提供することを中心として行う「支援・情報ステーション」と、避難者が抱える個々の問題を個別かつ専門的にサポートする「専門サポート」という2つの窓口を設置し、後者の「専門サポート」を、当会が引き続き担当することになりました。

チームメンバーには、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の他、保健師、医師、ファイナンシャルプランナーが配置されており、神奈川県と協働して避難されている方への支援を行っております。

今年度前半は、これまでの避難者情報をもとに、電話や訪問での聞き取りを行い、世帯が抱えるニーズの再確認を行いました。

今後は、毎週1回、チーム内の各専門職の話し合いの場を設けてそれぞれの知識・経験を生かしながら意見交換を行っていきます。

また、月1回程度、神奈川県内の各地域で、避難者を対象とした相談会「東北きずなサロン」を開催しています。この相談会を通じて、会場の自治体職員や地域のボランティア団体、社会福祉協議会、NPO、地元企業等と一体となった地域のネットワークづくりを目指しています。さらに、個別の相談や専門的な相談については、専門相談員や弁護士、東北3県（宮城県・岩手県・福島県）の県職員、避難元（福島県）の市町村職員が対応し、当会会員も協力しております。昼食作りや川遊びなどのイベントも同時開催しており、避難者同士が交流を深めながら、将来の自立への足掛かりになってくれればと願っています。

今後は、より一層、各地域でのきめ細やかなサポート・支え合いが必要となります。私たち神奈川県社会福祉士会の会員一人ひとりが、避難されている方々に寄り添っていけるようなシステム作りを考えていきます。

(かながわ避難者見守り隊 高柳 泉)



かながわ避難者
見守り隊
専門相談員



7/27
秦野戸川公園にて
東北きずなサロン

月	日	開始時間	終了時間	研修・講座等	概要	場所	主催	対象	費用
10	19	10:00	14:00	「ふるさと港北ふれあいまつり」にて無料相談会を開催	区民祭りに参加し一般市民に対して社会福祉士会のアピールを行う。	新横浜駅前公園	横浜支部 港北連絡会	社会福祉士 福祉関係者 一般市民	無料
11	9	14:00	16:00	たまひよ研修	講演：中西一郎氏 (神奈川県地域生活定着支援センター長)	中区福祉保健活動拠点	横浜支部	社会福祉士 福祉関係者	無料
11 ・ 12	30 ・ 1	9:45	16:30	成年後見活用講座	福祉従事者を対象として、成年後見制度の概要や申立手続きについて解説や演習。	神奈川県社会福祉会館 第3・4研修室	ばあとなあ 神奈川	会員 非会員	7,000円
12	8	13:00	16:30	こころの健康・福祉・法律無料相談会	精神科医・弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士等が悩み事のご相談をお受けします。	相模原市南保険福祉センター	神奈川県精神保健センター・ 神奈川県社会福祉士会	一般市民	無料
12	17	9:30	13:00	福祉施設1日見学会	特別養護老人ホームみなみ風、サニーステージ大和の見学会	さがみ大塚駅集合	県央支部	一般市民	500円
12	21	9:30	16:40	ゲートキーパー養成研修(初級)	自殺対策の現状やメンタルヘルスに関する理解と傾聴技術を高め、相談援助場面におけるゲートキーパーの養成講座	ウィリング横浜 124号室	神奈川県社会福祉士会	会員 非会員 一般市民	無料
1	19	9:30	16:30	ゲートキーパー養成研修(中級)		横浜市健康福祉センター8F			

『ちょっと耳より!知らなきゃ損!!』な情報コーナー

特養や老健などの介護保険施設、入所は費用が高いからできない?
『居住費と食費の負担限度額制度』をご存知ですか?

リハビリと看護、介護を受けながら在宅復帰を目指す介護老人保健施設(老健)と、寝たきりや認知症などで常時介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所する特別養護老人ホーム(特養)。

「利用したい、家族を入所させたいけど、入所すると毎月の費用が心配、、、」という方が少なくありません。

老健の場合、一般的な多床室(4人部屋)利用で1ヶ月あたり約10万円以上費用がかかります。特養はそれよりも下がりますが、10年程前より、新設や増築された特養は全てユニット型個室のため、居住費(部屋代)が上がります。

そこで、是非、県民の皆様にお伝えしたいのが「居住費と食費の負担限度額制度」です!ここではポイントのみお届けします。

ポイント① 居住費(部屋代)と食費は、各施設が自由に設定し、その額で利用者と契約します。

ポイント③ 役所(保険年金課や介護保険課など)に「介護保険負担限度額適用認定書」を申請しなければ利用できません!

ポイント② しかし、本人および一緒に住む世帯全員が市県民税非課税の方は居住費と食費がどの施設でも**一定の限度額までの負担**になります。

(例:1日の3食分の食費が1800円の施設でも、減免の段階によって、300円~650円になり、月に数万円も減額されます。)

ポイント④ 老健や特養への入所(長期)だけでなく、ショートステイの場合でも利用できます。

前回のこの欄でご紹介した医療費の高額療養費制度と混同されている方も多そうです。「面倒だな...なんだか分からない...」と思われるかも知れませんが、まずは私たち社会福祉士にご相談下さい。社会福祉士は、皆様と役に立ちそうな各種制度などを『つなげる』のが仕事です!

具体的には、各施設の相談員(社会福祉士など)や、地域包括支援センター、役所の保険年金課、介護保険課などでお尋ねください。

編集後記

今回の「かながわの風」はリニューアル第2弾。県民のみなさま、いかがでしたでしょうか?紙面でもご紹介させていただきました「成年後見制度」は、一見遠い存在のようですが、実は私たちひとりひとりにとって、大変身近な制度なのです。今後もみなさまにとって大切な情報を、分かりやすくご紹介させていただく予定です。どうぞご期待ください。(川崎支部:田中)